平成29年度瀬戸内海における各種調査の結果について

平成30年9月7日(金)

瀬戸内海における環境の保全を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法等において自然 海浜の保全等に係る各種規定が定められています。これらの施行状況を確認するため、環 境省は沿岸11府県と連携し、自然海浜保全地区の指定状況、埋立状況、海砂利採取状況等 について調査を定期的に実施しています。

今般、調査を実施したところ、平成29年12月末時点での自然海浜保全地区の指定は合計91地区でした。また、平成28年11月2日から平成29年11月1日までの期間における埋立免許・承認面積は合計265.2haであり、平成29年12月時点の未利用地の面積は合計224.0haでした。さらに、平成28年度の海砂利採取実績量は合計40千㎡、平成29年度の採取認可量は合計40千㎡でした。

今後もこれらの調査を定期的に実施し、瀬戸内海環境保全特別措置法等に係る取組の状況把握を引き続き確認してまいります。

1. 調査概要

(1) 対象範囲

瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項に基づく瀬戸内海の範囲(別紙1)

(2) 対象府県

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 福岡県、大分県

- (3) 対象項目
 - (i)自然海浜保全地区の指定状況、自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況
 - (ii)埋立免許・承認面積、未利用地の状況
 - (iii)海砂利の採取の状況、海砂利採取の規制の状況

2. 調查結果概要

(1) 自然海浜保全地区の指定状況等調査

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定に基づき、関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ①水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されて いるもの
- ②海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたって その利用が行われることが適当であると認められるもの

に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができます。

また、同法第12条の8によって、関係府県は条例により、自然海浜保全地区において工作物の新築等の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができます。

今般、平成29年12月末時点での自然海浜保全地区の指定状況、平成29年1月から同年12月末までの同地区内における行為の届出、勧告・助言の件数を調査しました。

その結果、平成29年12月末時点で、自然海浜保全地区は合計91地区が指定されており、平成29年1月から同年12月末までの期間における自然海浜保全地区の新たな指定あるいは廃止はありませんでした。また、同期間における行為の届出は0件でした。詳細は別紙2を御覧ください。

(2) 埋立状況調査

公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、同法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとされています。

今般、平成28年11月2日から平成29年11月1日までの期間における埋立免許・承認面積、平成29年12月時点の未利用地の状況を調査した。

その結果、平成28年11月2日から平成29年11月1日までの期間における埋立免許・承認面積は合計265.2haでした。このうち福岡県については、関門航路及び北九州港の新門司航路等の整備に伴って発生する浚渫土砂等を受け入れるための土砂処分場が拡張されることに伴う増でした。また平成29年12月時点の未利用地の面積は合計224.0haでした。詳細は別紙3を御覧ください。

(3)海砂利採取状況等調査

平成27年2月に変更された瀬戸内海環境保全基本計画では、海砂利の採取(河口閉塞対策等を除く)は原則として行わないものとしています。

今般、平成 28 年度の海砂利の採取実績量、平成 29 年度の海砂利の採取認可量を調査した結果、平成 28 年度の海砂利の採取実績量は合計で 40 千㎡、平成 29 年度の海砂利の採取認可量は 40 千㎡であり、採取の目的は河口閉塞対策でした。海砂利採取の規制の状況を含め、詳細は別紙 4 を御覧ください。

3. 添付資料

別紙1:瀬戸内海の範囲

別紙2:自然海浜保全地区の指定状況等調査

別紙3:埋立状況調査

別紙4:海砂利採取状況等調査

*添付資料については、環境省 HP (http://www.env.go.jp/press/105927.html) を御参照ください。

環境省水・大気環境局水環境課

閉鎖性海域対策室

直通 03-5521-8319

代表 03-3581-3351

室長 山本 郷史 (内線 6502)

|室長補佐 坂口 隆 (内線 6503)|

|係長 - 島津 花菜 (内線 6508)

瀬戸内海の範囲



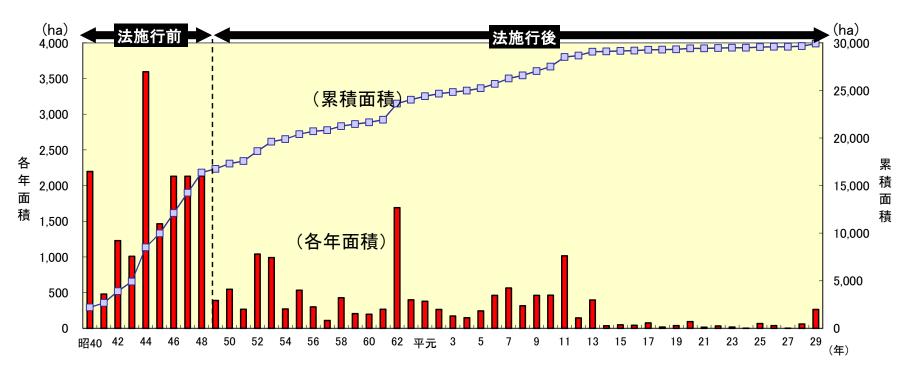
<対象府県>

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 福岡県、大分県

自然海浜保全地区の指定状況及び自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況

府県名 事項	大 阪	兵 庫	和歌山	岡山	広 島	μп	徳 島	香 川	愛 媛	福岡	大 分
久 励 夕	大阪府自然海浜保 全地区条例	環境の保全と創造 に関する条例	和歌山県自然海浜 保全地区条例	岡山県自然海浜保 全地区条例	広島県自然海浜保 全条例	山口県自然海浜保 全地区条例	徳島県自然環境保 全条例	香川県自然海浜保 全条例	愛媛県自然海浜保 全条例	福岡県自然海浜保 全地区条例	大分県自然海浜保 全地区条例
公 布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
及び	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安平 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北本	昭和55年8月1日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	昭和58年3月15日 ・	地区指定なし	昭和57年1月21日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭和5年4月14日・津海・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・	昭和57年3月6日 • 喜多久 • 三毛9年 • 三毛12月24日 • 松江浦	昭和57年8月3日 • 富来浦 • 中越
指定地区数	2	3	_	8	19	8	_	23	23	3	2
行 届 出 数 び 行為の種類		0	-	0	0	0	-	0	0	0	0
勧告・助言の 件数		0	-	0	0	0	-	0	0	0	0

注) 平成29年12月末現在(ただし、「行為の届出数及び行為の種類」及び「勧告・助言の件数」は平成29年1月から同年12月末までを集計)



- 注) 1. 昭和40年~47年は1月1日~12月31日、48年は1月1日~11月1日、49年以降は前年の11月2日~11月1日の累計 (瀬戸内海環境保全臨時措置法は、昭和48年11月2日に施行)
 - 2. 図中の昭和46~48年の値は、3年間平均の数値を示した。

埋立免許・承認面積の状況

埋立免許・承認面積の状況

(単位: ha)

										1		1	(単位: ha)
年	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分	合計	累積
昭40	144. 3	348. 9	65. 1	795. 6	68.8	24. 4	0.8	565.0	109.7	13. 1	61.5	2, 197. 2	2, 197. 2
41	0.1	33. 3	84. 3	191. 3	40.5	11.4	31.6	35. 3	5. 1	11. 3	35.7	479. 9	2, 677. 1
42	6. 3	362. 7	2. 1	4. 9	44. 6	159. 1	22. 0	15. 7	7.9	549. 1	55. 6	1, 230. 0	3, 907. 1
43	44.0	2.9	15. 3	39.0	612. 3	76. 1	28. 5	19. 4	34. 2	109. 9	28.7	1, 010. 3	4, 917. 4
44	163. 1	768. 7	41.4	1, 985. 7	87.4	165. 1	41.8	242.8	28. 7	1.8	68.7	3, 595. 2	8, 512. 6
45	182. 7	410. 5	8.8	5. 7	116.8	51.0	4. 5	270. 4	49. 7	232. 3	132.5	1, 464. 9	9, 977. 5
46~48	628. 6	1, 597. 2	42.0	1, 680. 6	634. 7	353. 1	11.6	182.8	297. 9	351. 4	611.6	6, 391. 5	16, 369. 0
49	6. 1	11. 5	0. 7	38. 2	19. 9	44. 1	23. 1	37. 4	108.6	59. 7	40.9	390. 3	16, 759. 3
50	0.0	18. 7	15. 3	6. 3	10.0	86. 5	3. 5	34. 3	357.9	4.0	10.5	546. 9	17, 306. 2
51	62. 1	49. 5	0.3	2. 5	39. 8	19. 0	10. 9	40.8	24.0	1. 1	16. 1	266. 1	17, 572. 3
52	410.7	96. 4	4. 2	117. 4	7. 8	39. 1	0. 1	39. 6	30. 3	251. 2	43.6	1, 040. 5	18, 612. 8
53	244. 0	6. 5	0.4	53. 0	159. 5	115. 5	7.8	21. 4	54. 6	255. 4	73. 2	991. 3	19, 604. 1
54	20. 6	82. 6	1.8	3. 7	28. 2	13. 1	2. 1	3. 7	18. 7	3. 7	93. 4	271.6	19, 875. 7
55	0. 7	58. 4	188. 7	17. 7	7. 3	5. 2	1. 7	5. 6	16. 0	216. 3	16. 5	534. 1	20, 409. 8
56	53. 8	7. 5	5. 9	10. 1	55. 6	25. 5	32. 9	25. 5	60. 5	11.5		300. 9	20, 710. 7
57	0.0	13. 8	3. 4	4. 9	5. 6	5. 0	3. 3	4. 9	27. 7	1. 2		110. 7	20, 821. 4
58	21. 7	99. 3	2. 0	45. 3	42. 7	110. 3	4. 9	41. 4	49. 1	0.3		427. 9	21, 249. 3
59	0. 1	10. 8	0. 4	10. 5	19. 8	82. 7	0. 5	26. 5	5. 1	41. 2		206. 9	
60	28. 8	15. 3	8. 2	13. 4	15. 0	6.8	0. 4	15. 6	78. 3	3. 7		198. 2	21, 654. 4
61	0. 0	3. 6	3. 4	1. 6	8. 9	17. 5	119. 4	7. 0	87. 0	3. 7		266. 8	21, 921. 2
62	830. 1	364. 0	12. 9	191. 8	165. 2	22. 8	1. 5	16. 8	53. 9	6. 4	26. 1	1, 691. 5	
63	106. 6	171. 7	13. 2	0.8	16. 6	10. 4	0. 9	27. 4	40. 8	0. 6		399. 9	
平元	202. 7	39. 5	49. 0	9. 5	12. 3	9. 5	23. 3	1. 9	17. 3	5. 2		379. 3	24, 391. 9
2	0.4	26. 2	5. 5	1.6	25. 2	54. 1	18. 6	26. 4	57. 3	8. 2		265. 2	24, 657. 1
3	0.0	11. 9	43. 7	0. 0	45. 9	8. 7	0. 6	11. 4	10. 2	9. 0		173. 7	24, 830. 8
4	1. 1	16. 2	0. 0	2. 2	71. 9	9. 2	0. 6	25. 8	7. 6	1. 2		147. 8	24, 978. 6
5	0. 2	22. 4	9. 7	54. 8	33. 1	41. 1	1. 4	29. 8	16. 6	0.0		244. 3	25, 222. 9
6	0.0	16. 1	11. 8	22. 5	101. 9	15. 1	2. 2	35. 8	18. 0	221. 2		462. 0	25, 684. 9
7	0.0	100. 0	46. 0	0.6	18. 1	73. 1	119. 2	10.8	11.7	164. 8	21. 4	565. 7	26, 250. 6
8	11. 3	17. 0	7. 5	6. 7	165. 3	30. 8	35. 0	3. 5	33. 9	0.0		315. 7	26, 566. 3
9	1. 0	9. 4	0. 9	4. 8	7. 3	309. 3	0. 7	5. 7	101. 7	0.0		462. 3	27, 028. 6
10	0.9	302. 7	1. 6	7. 5	48. 7	3. 7	0. 0	15. 9	21. 3	4. 3	58. 7	465. 3	27, 493. 9
11	688. 4	274. 9	0. 0	1.6	4. 9	4. 1	0. 0	7. 0	5. 0			1, 016. 0	
12	0. 4	6.0	0. 0	1. 1	2. 7	63. 9	0. 3	23. 3	40. 3	2. 0		146. 3	
13	225. 5	0.0	0.0	3. 4	1. 6	39. 3	99. 7	2. 6	20.6	0.0		398. 2	29, 054. 4
14	0.0	3. 5	0.0	0.8	0. 1	4. 6	3. 3	3. 5	15. 0	0.0		35. 2	
15	0.0	35. 8	1. 0	0.0	0. 7	2. 7	0.0	0.9	1. 2	0.3		49. 5	
16	0.0	1. 9	0.0	0. 0	4.8	2. 7	0.0	0. 9	23. 2	3. 5		43. 9	
17	-	0. 4	0. 0	0.6	1.8	35. 1	17. 9	0. 2	8. 0			76. 5	29, 259. 5
18	0.0		0. 3	0.0		0.0	0.0	10. 6	2. 8			17. 8	
19	0.0	2. 1	0. 2	25. 8	0. 1	1. 4	1. 6	0.0	2.0		4.6	37. 6	
20	_	0. 5		46. 2	6. 1	15. 2	3. 1	20. 1	3. 1	_	0.1	94. 4	29, 409. 3
21		0.5	0. 1	TU. 2	6. 8	0. 3	5. 1	0. 1	3. 2	_	3.9	14. 9	
22	_	1.8	0.1	2. 1	1. 1	21. 5		0.1	6. 1	0. 1	0.7	33. 4	29, 457. 6
23		3. 4	0. 4	0.0	1. 1	0. 1	12. 7	1. 1	0.1	0. 1		18. 4	29, 476. 0
24		5. 4	0.4	0.0		0.1	0.0	1. 1	0. 2		1.2	1.8	
	69 9	_			2 2	_	0.0	0 1					
25	63. 3	_	0.0	_	3.3	33. 0		0.1	1.0			68. 4	29, 546. 2
26	_	_	0. 9		1.9		-	0.3	0.6		1.3	38. 0	
27				0. 2	0. 1	0.4	-	0.2	0. 2		 	1.1	
28		0.1			_	13. 0	0.0	4. 2	6. 1	38. 4		61. 8	
29	9 000 5	1 000 0	440.0	710.0	1 100 0	1.5	13. 8	- -	1 440 7	249.6		265. 2	29, 912. 3
昭49~平29	2, 980. 5		440.0 各年の数値	710.0		1,396.7 31日までの	567. 2	589. 2	1, 446. 7	1, 575. 1	766. 5	13, 543. 3	

注) 1.昭和40年~45年の各年の数値は、1月1日から12月31日までの合計 2.昭和46年~48年は、昭和46年1月1日から昭和48年11月1日までの合計

^{3.}昭和49年以降の各年の数値は、前年の11月2日から11月1日までの合計 4.面積について、「0.0」は0.05ha未満の埋立てであること、「-」は埋立てがないことを示す。 5.合計の欄は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

埋立未利用地の状況 (平成29年12月時点)

	件数	面積(ha)
大 阪 府	2	4.4
兵 庫 県	0	_
和歌山県	1	81.5
岡山県	4	18.3
広 島 県	0	-
山口県	0	-
香川県	1	21. 2
徳 島 県	0	-
愛媛県	0	-
福岡県	4	72. 6
大 分 県	1	26. 0
合 計	13	224. 0

※1 以下の条件に該当する土地を埋立未利用地としている。

瀬戸内海において公有水面埋立法に基づき埋立竣工された、次のいずれかに該当する 面積1ha以上の土地

- 1) 埋立地の竣工から現在に至るまで、一度も利用されていない土地 (埋立竣工後10年以上が経過した場合に限る)
- 2) 埋立地の竣工後、本来の利用目的に関する工事に着手したが、工事が中断されている土地
- 3) 埋立地が本来の利用目的に沿って利用されていたが、現在、利用されていない土地 (企業の撤退等に伴う遊休地化 等)
- ※2 瀬戸内海関係府県への照会の結果をとりまとめたものである。府県により把握の方法等が異なる。

海砂利採取の状況

(単位:千m³)

		(半位・1											
						採取	実績量						採取認可量
		ı					ı	1	ı				心り里
年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	338	242	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	2, 176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	28	4	24	45	27	20	15	17	28	37	39	40	40
合 計	2, 542	246	103	45	27	20	15	17	28	37	39	40	40

- ※1 平成28年度までは採取実績量、平成29年度は採取認可量の値。
- ※2 瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項で定める瀬戸内海の範囲における値。
- ※3 国や県の事業による航路浚渫に伴う海砂利採取については実績量に含めない。

海砂利採取の規制の状況

A. 海砂利採取の規制状況

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
- ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。
- B. 砂利採取法の採取計画を認可しない根拠としている規定等(Aで①を回答した府県)
 - ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
 - ②その他の条例等

	A.		В.
	規制状況		根拠規定
大阪府	4	_	
兵庫県	①	2	兵庫県漁業調整規則(S41.7 施行)第 43 条に基づき、県内の海砂利 採取可能海域の全てを土砂採取禁止区域に設定。
和歌山県	4	_	
岡山県	1	2	岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領 (H10.10 施行)に基づき、平成15年4月より販売を目的とした海砂 利採取を禁止。
広島県	2	2	「海砂利採取に関する基本方針(S52.6制定)」において「過去3か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした。(H10.2月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事実上全面禁止。)
山口県	①	2	「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1 施行)により新規参入禁止。(H19.8.1 操業していた 1 社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった。)
香川県	1	2	「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から採取禁止。
徳島県	2	1	昭和 53 年 12 月より海砂利採取は禁止。
愛媛県	1)	1	「瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画」(H14.7 策定 ¾)に基づき、平成 18 年度より採取禁止。
福岡県	1)	2	福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4 施行)に基づき採取禁止。
大分県	1)	1	「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6 策定 **5) に 基づき平成 20 年 6 月以降は原則禁止。

- ※4 平成28年11月に変更された現行計画においても、採取禁止とされている。
- ※5 平成28年11月に変更された現行計画においても、原則採取禁止としている。

瀬戸内海の範囲



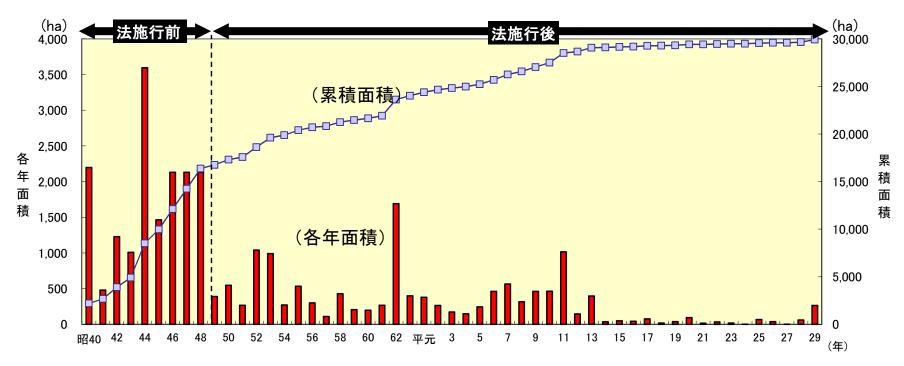
<対象府県>

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 福岡県、大分県

自然海浜保全地区の指定状況及び自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況

府県名 事項	大 阪	兵 庫	和歌山	岡山	広 島	μп	徳 島	香 川	愛 媛	福岡	大 分
久 励 夕	大阪府自然海浜保 全地区条例	環境の保全と創造 に関する条例	和歌山県自然海浜 保全地区条例	岡山県自然海浜保 全地区条例	広島県自然海浜保 全条例	山口県自然海浜保 全地区条例	徳島県自然環境保 全条例	香川県自然海浜保 全条例	愛媛県自然海浜保 全条例	福岡県自然海浜保 全地区条例	大分県自然海浜保 全地区条例
公 布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
及び	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安平 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北本	昭和55年8月1日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	昭和58年3月15日 ・	地区指定なし	昭和57年1月21日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭和5年4月14日・津海・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・	昭和57年3月6日 • 喜多久 • 三毛9年 • 三毛12月24日 • 松江浦	昭和57年8月3日 • 富来浦 • 中越
指定地区数	2	3	_	8	19	8	_	23	23	3	2
行 届 出 数 び 行為の種類		0	-	0	0	0	-	0	0	0	0
勧告・助言の 件数		0	-	0	0	0	-	0	0	0	0

注) 平成29年12月末現在(ただし、「行為の届出数及び行為の種類」及び「勧告・助言の件数」は平成29年1月から同年12月末までを集計)



- 注) 1. 昭和40年~47年は1月1日~12月31日、48年は1月1日~11月1日、49年以降は前年の11月2日~11月1日の累計 (瀬戸内海環境保全臨時措置法は、昭和48年11月2日に施行)
 - 2. 図中の昭和46~48年の値は、3年間平均の数値を示した。

埋立免許・承認面積の状況

埋立免許・承認面積の状況

(単位: ha)

										1		1	(単位: ha)
年	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分	合計	累積
昭40	144. 3	348. 9	65. 1	795. 6	68.8	24. 4	0.8	565.0	109.7	13. 1	61.5	2, 197. 2	2, 197. 2
41	0.1	33. 3	84. 3	191. 3	40.5	11.4	31.6	35. 3	5. 1	11. 3	35.7	479. 9	2, 677. 1
42	6. 3	362. 7	2. 1	4. 9	44. 6	159. 1	22. 0	15. 7	7.9	549. 1	55. 6	1, 230. 0	3, 907. 1
43	44.0	2.9	15. 3	39.0	612. 3	76. 1	28. 5	19. 4	34. 2	109. 9	28.7	1, 010. 3	4, 917. 4
44	163. 1	768. 7	41.4	1, 985. 7	87.4	165. 1	41.8	242.8	28. 7	1.8	68.7	3, 595. 2	8, 512. 6
45	182. 7	410. 5	8.8	5. 7	116.8	51.0	4. 5	270. 4	49. 7	232. 3	132.5	1, 464. 9	9, 977. 5
46~48	628. 6	1, 597. 2	42.0	1,680.6	634. 7	353. 1	11.6	182.8	297. 9	351. 4	611.6	6, 391. 5	16, 369. 0
49	6. 1	11. 5	0. 7	38. 2	19. 9	44. 1	23. 1	37. 4	108.6	59. 7	40.9	390. 3	16, 759. 3
50	0.0	18. 7	15. 3	6. 3	10.0	86. 5	3. 5	34. 3	357.9	4.0	10.5	546. 9	17, 306. 2
51	62. 1	49. 5	0.3	2. 5	39. 8	19. 0	10. 9	40.8	24.0	1. 1	16. 1	266. 1	17, 572. 3
52	410.7	96. 4	4. 2	117. 4	7. 8	39. 1	0. 1	39. 6	30. 3	251. 2	43.6	1, 040. 5	18, 612. 8
53	244. 0	6. 5	0.4	53. 0	159. 5	115. 5	7.8	21. 4	54. 6	255. 4	73. 2	991. 3	19, 604. 1
54	20. 6	82. 6	1.8	3. 7	28. 2	13. 1	2. 1	3. 7	18. 7	3. 7	93. 4	271.6	19, 875. 7
55	0. 7	58. 4	188. 7	17. 7	7. 3	5. 2	1. 7	5. 6	16. 0	216. 3	16. 5	534. 1	20, 409. 8
56	53. 8	7. 5	5. 9	10. 1	55. 6	25. 5	32. 9	25. 5	60. 5	11.5		300. 9	20, 710. 7
57	0.0	13. 8	3. 4	4. 9	5. 6	5. 0	3. 3	4. 9	27. 7	1. 2		110. 7	20, 821. 4
58	21. 7	99. 3	2. 0	45. 3	42. 7	110. 3	4. 9	41. 4	49. 1	0.3		427. 9	21, 249. 3
59	0. 1	10. 8	0. 4	10. 5	19. 8	82. 7	0. 5	26. 5	5. 1	41. 2		206. 9	
60	28. 8	15. 3	8. 2	13. 4	15. 0	6.8	0. 4	15. 6	78. 3	3. 7		198. 2	21, 654. 4
61	0. 0	3. 6	3. 4	1. 6	8. 9	17. 5	119. 4	7. 0	87. 0	3. 7		266. 8	21, 921. 2
62	830. 1	364. 0	12. 9	191. 8	165. 2	22. 8	1. 5	16. 8	53. 9	6. 4	26. 1	1, 691. 5	
63	106. 6	171. 7	13. 2	0.8	16. 6	10. 4	0. 9	27. 4	40. 8	0. 6		399. 9	
平元	202. 7	39. 5	49. 0	9. 5	12. 3	9. 5	23. 3	1. 9	17. 3	5. 2		379. 3	24, 391. 9
2	0.4	26. 2	5. 5	1.6	25. 2	54. 1	18. 6	26. 4	57. 3	8. 2		265. 2	24, 657. 1
3	0.0	11. 9	43. 7	0. 0	45. 9	8. 7	0. 6	11. 4	10. 2	9. 0		173. 7	24, 830. 8
4	1. 1	16. 2	0. 0	2. 2	71. 9	9. 2	0. 6	25. 8	7. 6	1. 2		147. 8	24, 978. 6
5	0. 2	22. 4	9. 7	54. 8	33. 1	41. 1	1. 4	29. 8	16. 6	0.0		244. 3	25, 222. 9
6	0.0	16. 1	11. 8	22. 5	101. 9	15. 1	2. 2	35. 8	18. 0	221. 2		462. 0	25, 684. 9
7	0.0	100. 0	46. 0	0.6	18. 1	73. 1	119. 2	10.8	11.7	164. 8	21. 4	565. 7	26, 250. 6
8	11. 3	17. 0	7. 5	6. 7	165. 3	30. 8	35. 0	3. 5	33. 9	0.0		315. 7	26, 566. 3
9	1. 0	9. 4	0. 9	4. 8	7. 3	309. 3	0. 7	5. 7	101. 7	0.0		462. 3	27, 028. 6
10	0.9	302. 7	1. 6	7. 5	48. 7	3. 7	0. 0	15. 9	21. 3	4. 3	58. 7	465. 3	27, 493. 9
11	688. 4	274. 9	0. 0	1.6	4. 9	4. 1	0. 0	7. 0	5. 0			1, 016. 0	
12	0. 4	6.0	0. 0	1. 1	2. 7	63. 9	0. 3	23. 3	40. 3	2. 0		146. 3	
13	225. 5	0.0	0.0	3. 4	1. 6	39. 3	99. 7	2. 6	20.6	0.0		398. 2	29, 054. 4
14	0.0	3. 5	0.0	0.8	0. 1	4. 6	3. 3	3. 5	15. 0	0.0		35. 2	
15	0.0	35. 8	1. 0	0.0	0. 7	2. 7	0.0	0.9	1. 2	0.3		49. 5	
16	0.0	1. 9	0.0	0. 0	4.8	2. 7	0.0	0. 9	23. 2	3. 5		43. 9	
17	-	0. 4	0. 0	0.6	1.8	35. 1	17. 9	0. 2	8. 0			76. 5	29, 259. 5
18	0.0		0. 3	0.0		0.0	0.0	10. 6	2. 8			17. 8	
19	0.0	2. 1	0. 2	25. 8	0. 1	1. 4	1. 6	0.0	2.0		4.6	37. 6	
20	_	0. 5		46. 2	6. 1	15. 2	3. 1	20. 1	3. 1	_	0.1	94. 4	29, 409. 3
21		0.5	0. 1	TU. 2	6. 8	0. 3	5. 1	0. 1	3. 2	_	3.9	14. 9	
22	_	1.8	0.1	2. 1	1. 1	21. 5		0.1	6. 1	0. 1	0.7	33. 4	29, 457. 6
23		3. 4	0. 4	0.0	1. 1	0. 1	12. 7	1. 1	0.1	0. 1		18. 4	29, 476. 0
24		5. 4	0.4	0.0		0.1	0.0	1. 1	0. 2		1.2	1.8	
	69 9	_			2 2	_	0.0	0 1					
25	63. 3	_	0.0	_	3.3	33. 0		0.1	1.0			68. 4	29, 546. 2
26	_	_	0. 9		1.9		-	0.3	0.6		1.3	38. 0	
27				0. 2	0. 1	0.4	-	0.2	0. 2		 	1.1	
28		0.1			_	13. 0	0.0	4. 2	6. 1	38. 4		61. 8	
29	9 000 5	1 000 0	440.0	710.0	1 100 0	1.5	13. 8	- -	1 440 7	249.6		265. 2	29, 912. 3
昭49~平29	2, 980. 5		440.0 各年の数値	710.0		1,396.7 31日までの	567. 2	589. 2	1, 446. 7	1, 575. 1	766. 5	13, 543. 3	

注) 1.昭和40年~45年の各年の数値は、1月1日から12月31日までの合計 2.昭和46年~48年は、昭和46年1月1日から昭和48年11月1日までの合計

^{3.}昭和49年以降の各年の数値は、前年の11月2日から11月1日までの合計 4.面積について、「0.0」は0.05ha未満の埋立てであること、「-」は埋立てがないことを示す。 5.合計の欄は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

埋立未利用地の状況 (平成29年12月時点)

	件数	面積(ha)
大 阪 府	2	4.4
兵 庫 県	0	_
和歌山県	1	81.5
岡山県	4	18.3
広 島 県	0	-
山口県	0	-
香川県	1	21. 2
徳 島 県	0	-
愛媛県	0	-
福岡県	4	72. 6
大 分 県	1	26. 0
合 計	13	224. 0

※1 以下の条件に該当する土地を埋立未利用地としている。

瀬戸内海において公有水面埋立法に基づき埋立竣工された、次のいずれかに該当する 面積1ha以上の土地

- 1) 埋立地の竣工から現在に至るまで、一度も利用されていない土地 (埋立竣工後10年以上が経過した場合に限る)
- 2) 埋立地の竣工後、本来の利用目的に関する工事に着手したが、工事が中断されている土地
- 3) 埋立地が本来の利用目的に沿って利用されていたが、現在、利用されていない土地 (企業の撤退等に伴う遊休地化 等)
- ※2 瀬戸内海関係府県への照会の結果をとりまとめたものである。府県により把握の方法等が異なる。

海砂利採取の状況

(単位:千m³)

		(半位・1											
						採取	実績量						採取認可量
		ı					ı	1	ı				心り里
年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	338	242	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	2, 176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	28	4	24	45	27	20	15	17	28	37	39	40	40
合 計	2, 542	246	103	45	27	20	15	17	28	37	39	40	40

- ※1 平成28年度までは採取実績量、平成29年度は採取認可量の値。
- ※2 瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項で定める瀬戸内海の範囲における値。
- ※3 国や県の事業による航路浚渫に伴う海砂利採取については実績量に含めない。

海砂利採取の規制の状況

A. 海砂利採取の規制状況

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
- ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。
- B. 砂利採取法の採取計画を認可しない根拠としている規定等(Aで①を回答した府県)
 - ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
 - ②その他の条例等

	A.	В.	
	規制状況		根拠規定
大阪府	4	_	
兵庫県	①	2	兵庫県漁業調整規則(S41.7 施行)第 43 条に基づき、県内の海砂利 採取可能海域の全てを土砂採取禁止区域に設定。
和歌山県	4	_	
岡山県	1	2	岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領 (H10.10 施行)に基づき、平成15年4月より販売を目的とした海砂 利採取を禁止。
広島県	2	2	「海砂利採取に関する基本方針(S52.6制定)」において「過去3か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした。(H10.2月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事実上全面禁止。)
山口県	①	2	「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1 施行)により新規参入禁止。(H19.8.1 操業していた 1 社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった。)
香川県	1	2	「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から採取禁止。
徳島県	2		昭和53年12月より海砂利採取は禁止。
愛媛県	1)	1)	「瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画」(H14.7 策定 ¾)に基づき、平成 18 年度より採取禁止。
福岡県	1)	2	福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4 施行)に基づき採取禁止。
大分県	1)	1	「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6 策定 **5) に 基づき平成 20 年 6 月以降は原則禁止。

- ※4 平成28年11月に変更された現行計画においても、採取禁止とされている。
- ※5 平成28年11月に変更された現行計画においても、原則採取禁止としている。